

建築物の解体等の作業における石綿対策について

—改正石綿障害予防規則の概要—

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課

1 はじめに

石綿は、1970年から1990年にかけて大量に輸入され、その多くは建材として建築物に使用されましたが、今後これらの建築物の老朽化による解体工事の増加に伴い解体工事従事労働者の石綿による健康障害の発生が懸念されます。

こうしたことを踏まえ、平成17年7月から、石綿障害予防規則に基づき、必要な措置を講じなければならないこととしてきましたが、今回、さらに、関係労働者の健康障害防止対策の充実を図るため、吹き付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込み作業に係る措置等の内容が新たに盛り込まれた改正石綿障害予防規則が、平成18年9月1日より施行されました。

2 改正石綿障害予防規則の概要

(1) 吹き付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業に係る措置

ア 封じ込め又は囲い込みの作業（吹き付けられた石綿等がその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある場合における封じ込め又は囲い込みの作業。以下同じ。）について、石綿等の使用の有無の事前調査、作業計画の作成、作業の届出、特別教育等を行わなければならないものとなりました。

イ 封じ込めの作業、石綿等が吹き付けられた天井に吊ボルトを取り付ける等

の囲い込みの作業については、作業場所を隔離しなければならないものとなりました。

ウ 上記イ以外の囲い込みについては、作業場所に当該作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止するとともに、その旨を見やすい箇所に表示しなければならないものとなりました。

エ 封じ込め又は囲い込みの作業に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態にしなければならないものとするとともに、当該労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなければならないものとなりました。

(2) 石綿等が吹き付けられた建築物等における臨時の業務に係る措置

通常労働者が立ち入らない場所における臨時の作業（天井裏、エレベーターの昇降路等における設備の点検・補修等の作業、掃除の作業等）を行う場合において、吹き付けられた石綿等の損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、労働者に呼吸用保護具及び保護衣又は作業衣を使用させるものとなりました。

(3) 器具、工具、足場等の持出し禁止

石綿等を取り扱う作業に使用する保護具等については、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならないとされているところですが、器具、

工具、足場等についても、付着した物を除去した後でなければ、作業場外に持ち出してはならないものとなりました。ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りではないものとなりました。

(4) 記録の保存期間の延長

作業の記録及び健康診断の結果の記録について、記録した時点から30年間保存することとされていましたが、石綿による中皮腫等の疾患の潜伏期間が長期であることを踏まえ、当該労働者が常時石

綿等を取り扱う作業に従事しないこととなった日から40年間保存するものとなりました。また、作業環境測定の結果及びその評価の記録についても、40年間保存するものとなりました。

3 おわりに

今後とも、石綿障害予防規則の周知、履行確保を図ることより、石綿を使用した建築物の解体等の作業におけるばく露防止対策の徹底を図ることとしております。

表 建築物等の解体等における石綿等の除去等に対する規制の体系

対象作業 実施すべき事項	石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた建築物等					
	① 石綿等が吹き付けられた建築物等【レベル1】				② 耐火被覆材等の除去(粉じんを著しく飛散するおそれのあるもの)【レベル2】	③ ①、②以外の建材の除去【レベル3】
	ア 耐火建築物又は準耐火建築物における除去	イ その他 の除去	ウ 封じ込め・吊りボルトを取り付ける等の 囲い込み	エ ウ以外の の囲い込み (作業はレベル2相当)		
事前調査	○	○	○	○	○	○
作業計画	○	○	○	○	○	○
計画の届出	○					
作業の届出		○	○	○	○	
特別教育	○	○	○	○	○	○
作業主任者	○	○	○	○	○	○
保護具等	○	○	○	○	○	○
湿潤化	○	○	○	○	○	○
隔離	○	○	○			
作業者以外立入禁止				○	○	
関係者以外立入禁止	○	○	○	○	○	○
注文者の配慮	○	○	○	○	○	○

②は、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材を指します。